

費用弁償支給規程

第1条 この規程は、理事・監事・評議員・外部委員・第三者委員・評価委員・内部経理監査担当者（以下、役員等という。）に支給する費用弁償額を定める。

第2条 役員等に支給する弁償費用は次のとおりとする。但し、理事兼施設長については除外する。また、理事長が必要と認めた場合は理事会に諮り増減することができる。

1. 理事(理事会等出席に対し)	1回	5,000円
2. 監事(理事会・評議員会・定期、臨時会計監査・行政機関による監査の立会・評議員選任解任委員会等の出席に対し)	1回	5,000円
3. 評議員(評議委員会等出席に対し)	1回	5,000円
4. 外部委員(評議員選任解任委員会の出席に対し)	1回	5,000円
5. 第三者委員(第三者委員の職務遂行に対し)	1回	5,000円
6. 評価委員(評価委員会出席に対し)	1回	10,000円
7. 内部経理監査担当者(内部経理監査に対し)	1回	5,000円

第3条 役員等が県内及び県外へ出張した場合は、別途定める旅費規程を適用する。

第4条 この規程に定めのない事項が生じた場合は、理事長が決定することができる。

(附 則)

この規程は平成10年4月1日より施行する。

この規程は平成13年12月1日より施行する。

この規程は平成16年11月1日より施行する。

この規程は平成17年6月1日より施行する。

この規程は平成29年2月1日より施行する。